

事業所集団指導 ～相談支援事業所～

令和 7 年 9 月

障害福祉課 自立支援係

目次

- 1 . 計画相談支援とは（P 3）
- 2 . 障害福祉サービス利用手順（P 5）
- 3 . 各種提出書類（P 8）
- 4 . 注意点等（P 1 3）
- 5 . 請求関連（P 1 9）

1 . 計画相談支援とは

計画相談支援

- 市町村が指定する特定相談支援事業者が実施するもの
- 「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」からなる

「自らサービス等の利用調整が困難な障害者に対し、ケアマネジメントのプロセスに沿った計画を作成」



「その計画に沿った支援を実施」



「定期的なモニタリングの実施」「計画の見直し」
等を行いながら継続的に支援

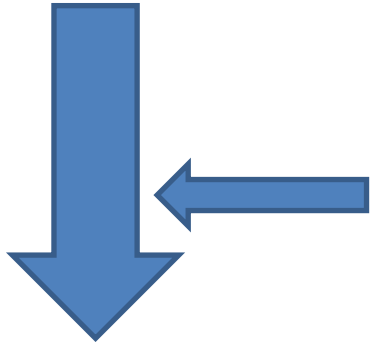
この一連の業務

2. 障害福祉サービス利用手順

サービス利用手順

1. 相談・申請

市役所、相談支援事業所にて利用希望者からの相談受付



相談支援事業者の業務

- ・ 申請前の相談や、申請手続きの支援
- ・ サービス等利用計画案の作成
- ・ サービス事業所との連絡調整

2. 調査

市の認定調査員が、利用希望者と面談を実施（認定調査）



3. 審査・判定

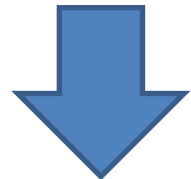
調査の結果および医師の診断結果をもとに、
市の認定審査会で障害支援区分を決定

4. 決定（認定）・通知

- ・利用者へ障害支援区分の通知



- ・サービス等利用計画案をもとに支給決定、受給者証発行



相談支援事業者の業務

- ・サービス等利用計画案の交付

5. 事業所と契約

サービスを利用する事業所の決定、利用契約



相談支援事業者の業務

- ・担当者会議の実施
- ・本計画の作成
- ・定期的なモニタリングの実施

6. サービスの利用開始

サービスの利用を開始

3 . 各種提出書類

サービス等利用計画案

- 計画案、モニタリング報告については障害者等と面談の上作成
 - ※受給者証番号、計画案作成日、同意日等の記載漏れ多
- サービスの支給決定は、サービス等利用計画案を基に決定
 - 本人に必要な受給量の慎重な見極めが必要
 - 基本単位数以上の受給等、個別の取り扱いを希望する場合は申立書等の作成要
- 日中活動系サービスでは、各月の日数から8日を控除した日数が原則上限
 - ※利用者の状態等に鑑み、
 - 原則の日数を超えて利用する必要がある場合
 - 申立書へ理由、その背景等明確に記載
- 支給決定管轄の記載（e x. 各支所、保健所等）
- 原本を提出

週間計画表

○サービスの受給量に対応した計画であること

※受給量に対し利用計画が矛盾しないこと

○各種サービス利用時間について

→サービス名に加え、具体的な提供内容を記載
(食事の準備、掃除、着替え等々)

申請者の現状（基本情報）

- 概要（支援経過・現状と課題等）の記載内容、量について
事業所ごとに大きな開きがある
→記載内容を基に決定事務の作業を行う
→**詳しい記載が必要**
- 家族構成欄は、全く記載がない事業者や、記載があっても
マークが記載されているだけの事業者が存在
→障害児の決定事務における多子軽減判定の際等に活用
→**障害者、障害児ともに、年齢や続き柄等の情報記載要**

署名について

○署名について

モニタリング報告書

利用者の署名等についての明確な定めがないため、署名は必須ではない

→署名がない場合も受付け可能

計画案、本計画

主務省令より「相談支援専門員は、（略）文書により利用者の同意を得なければならない。」とされており、必ずしも署名である必要はない

→署名だけでなく記名押印等も考えられる

4 . 注意点等

モニタリング実施標準期間

① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者		旧基準	見直し後	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害福祉サービス等 障害児通所支援	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 （日中支援型を除く）、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
	【施設入所等】障害者支援施設、のそみの園、療 養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間	

関連資料1-2

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

※ 平成30年度(平成31年度)以降に初めて支給決定(変更)を行うタイミングで、モニタリング期間の見直しを実施する。

短期入所の支給量

『年間利用日数の適正化』

相談支援専門員は、（中略）利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしなければならない。（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第十五条第二項第八号より）

→短期入所の支給決定は月 1 5 日（≒180日/12月）が原則

※特に必要と認められる場合申立書の作成要

※恒常的に短期入所を当該月の日数で申請している方が見受けられます。共同生活援助の利用

介護保険との優先関係

○介護保険法に基づくサービスを利用可能な方（受給権者）

→**介護保険のサービスを優先的に利用**

○介護保険制度対象者

介護保険の被保険者は下記 2 種類

①第1号被保険者（65 歳以上の方）

原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となった場合

→介護保険サービス利用可

②第2号被保険者（40 歳から64 歳までの医療保険加入者）

老化が原因とされる病気（特定疾病）により、

介護や日常生活の支援が必要となった場合

→介護保険のサービス利用可

※第 2 号被保険者のうち、生活保護受給者は障害福祉サービスが優先

障害福祉サービス固有のサービス

○介護保険サービスには相当するものがないもの

→介護保険の受給権者であっても利用可能

e x) 行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、
就労移行支援、就労継続支援等

事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進

- 加算の算定要件となる業務の検証書類について
 - 基準省令で定める記録に記載、保管することで充足
- 利用者の生活の維持、向上のための適切なモニタリング頻度確保のため下記の通り対応
 - ①利用者の個別性も踏まえモニタリング頻度の決定を行う旨、モニタリング期間の変更をする際の手続きについて周知する
 - ②利用者の個別状況によりモニタリング頻度を短くする必要がある場合を例示
 - ③モニタリング対象月以外における相談支援業務の評価（P22）については、緊急的、臨時的な取り扱いであることを明示し、頻回に算定が必要な利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要がある旨明示

アセスメント・モニタリングの実施場所について

相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第十五条第二項第七号より）

相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、（中略）利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第十五条第三項第二号より）

※解釈通知では利用者の居宅、障害者支援施設又は精神科病院で面接を行い、アセスメントやモニタリングを行うとされています。

利用者が日頃生活している様子や生活環境等を確認できる居所での面接が必要です。

5 . 請求関連

受給者証の確認

障害福祉サービス等は、利用者が支給決定・受給者証の交付を受けてはじめて利用ができます。

サービス提供事業者は、受給者証に記載されている支給量・支給決定期間・利用者負担上限月額・利用者負担適用期間等を確認したうえで、サービス提供を行ってください。

支給決定期間外にサービスを提供した場合、原則給付費は支給できませんのでご注意ください。

支給決定の有効期間は利用者の誕生月の末日で終了となります（自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援は除く）。

受給者証の内容について、期間更新や変更が必要な場合、障害福祉サービス等支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、介護（訓練等）給付費の支給申請の案内を行ってください。

計画相談支援給付費の算定（１）

○サービス利用支援費、及び継続サービス利用支援費

→月額報酬

※同一月に複数回行ったとしても、複数回算定不可。

○同一月中にモニタリングを行った後、本計画作成

→継続サービス利用支援費 算定不可

→サービス利用支援費 算定可

※モニタリングを行った結果、

サービス内容等に変更があり本計画を作成した場合も同様
（継続サービス利用支援費は算定不可）

計画相談支援給付費の算定（２）

※月をまたぐ場合でも継続サービス利用支援の結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行うときは、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定する。

H25. 2. 22 相談支援関係Q&A 問５６参照

例)

令和３年７月がサービス更新月の場合

（サービス更新月のモニタリング）

７月にモニタリングを行い、８月にサービス等利用計画を作成した。その後本計画の同意を得た場合は、８月提供分としてサービス利用支援費のみ請求することができる。

（７月に行った継続サービス利用支援費の請求はできない）

集中支援加算

令和6年度報酬改定

《集中支援加算》 300単位／月

サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に下記のいずれかの要件を満たす支援を行った場合

- ①利用者等への訪問による面接
- ②サービス担当者会議の開催
- ③関係機関が開催する会議への参加
- ④利用者への通院同行
- ⑤福祉サービス等提供機関への情報提供

相談支援専門員 1 人当たりの標準担当件数の設定

○計画相談支援・障害児相談支援サービスの質の標準化を図る
→ 1 カ月平均の利用者の数が 3 5 件に対して1人を標準とする

※「1 カ月平均」とは当該月の前 6 月の利用者の数を 6 で除した数

入院時情報連携加算

令和6年度報酬改定

利用者1人につき1月に1回を限度

① 入院時情報連携加算（Ⅰ）

→医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、
入院するにあたって必要な情報を提供した場合

② 入院時情報連携加算（Ⅱ）

→①以外の方法により必要な情報を提供した場合

※令和6年度より「入院時情報提供書」を作成し利用者本人より
同意を得ることが必要

※他事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供すること
のみを以て入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定することは不可

医療・保育・教育機関等連携加算

令和6年度報酬改定

以下のそれぞれについて算定

①福祉サービス等提供機関の職員との面談等

福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。以下 同じ）の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合

②利用者への通院同行

利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

③福祉サービス等提供機関への情報提供

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合

ただし、初回加算と併用できないなど細かい条件があるため算定にあたっては必ず報酬告示や留意事項等を確認が必要

サービス担当者会議実施加算

継続サービス利用支援、継続障害児支援利用援助の実施時において、下記の条件を満たした場合に加算

- ①利用者の居宅等を訪問し利用者と面接
- ②サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者、利用者等を招集してサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の実施状況について説明
- ③専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討

※ただし、前ページ医療・保育・教育機関等連携加算の①を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。

サービス提供時モニタリング加算

令和6年度報酬改定

継続サービス利用支援、継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において下記の条件を満たした場合に加算

障害福祉サービス、障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害福祉サービス、障害児通所支援の提供場所を訪問しサービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、下記事項の確認結果記録を作成した場合

- ① 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況
- ② サービス提供時の利用者等の状況
- ③ その他必要な事項

※障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離（概ね片道一時間）がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能

複数の加算要件に該当する際の取扱い

同一の支援業務において複数の加算を算定することはできない
→いずれかの加算を選択し請求を行うことが必要
例)

- ①居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と、入院時情報連携加算
- ②居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と、退院・退所加算
- ③集中支援加算における「会議参加」と、入院時情報連携加算（1）及び退院・退所加算
- ④退院・退所加算と、初回加算
- ⑤医療・保育・教育機関等連携加算（面談）と初回加算又は退院・退所加算
（当該退院等施設のみとの連携の場合）